

創氏は、天日鷦^ヂ夷^イ命の裔に屬る本よりの氏なる。後に物部氏の神世より仕奉れる職に屬る本よりの氏なるを、允恭天皇の御世に、額に町形の廻毛ある馬を獻れるより賜へる氏にて、これ事の本なれば、明日名門命の御裔の額田部氏は、後に由有て賜へるにて、末なること灼^{シル}焉^{シル}し、此類あまた有て、よく其本末を明め置^{シル}ては解^{シル}がたき事多ければ等閑に思ふべく、

〔多々良問答〕一 散位從四位下賀茂縣主雅久事

縣主の事、賀茂の戸のごとく、彼衆中^{皆如^{シテ}此候}に用^シ之^ハ、但朝臣^{此社司等ニハ、朝臣ノ字有ベカラズ候}と書^シも有^シ云々如何。

〔新撰姓氏錄序〕勝寶年中、特有恩旨、聽許諸蕃、任願賜之、遂使前姓後姓、文字斯同、蕃俗和俗、氏族相疑^{シテ}。〔古史徵一夏〕此は勝寶年中に、諸蕃人の裔等が、願ふまに^{シテ}、姓氏を賜へりし故に、前より有し姓^{シテ}、後に蕃種に賜^{シテ}へる姓^{シテ}、文字の同じき有て、皇國人の末^{シテ}、蕃人の裔^{シテ}との氏族に相紛れ、疑ふべき事の出來しと云るなり、其は山城國天孫部に、山背忌寸、天都比古禰命子、天麻比止都禰命之後也とある、是前よりの氏なるに、御紀に天平勝寶八年七月、河内國石川郡漢人廣橋刀自賣等十二人、賜^{シテ}山背忌寸姓^{シテ}とあり、此餘蕃別に、日置、檜前、高野、大伴爲奈部、六人部など云姓氏あるは、皆天神天孫の高く貴き氏々なるを、蕃人の裔等に許し賜へる事は、いはゆる蕃俗和俗相疑はしむるにて、甚^{シテ}も慨^{シテ}き事なりかし、但し此は、此御世に始て有し事にもあらず、是より前^{シテ}に見えたれども、此御世^{シテ}には、殊に然る事の多かりけむ、故に此御世に係て序されたるにぞ有べき。

〔續日本紀二十四〕天平寶字七年十月丙戌、參議禮部卿從三位藤原朝臣弟貞薨、弟貞者、平城朝左大臣正二位長屋王子也。○中勝寶八歲、安宿黃文謀反、山背王陰上^{シテ}其變、高野天皇○孝嘉之賜姓藤原、名曰弟貞。